

東京都地域福祉支援計画 構成案についての委員意見

平成29年10月4日

第3回東京都地域福祉支援計画策定委員会

東京都地域福祉支援計画 構成案についての委員意見

第1「東京都地域福祉支援計画の策定の考え方」、第2「東京都の地域を取り巻く現状」について①

委員	内容
小林委員	<ul style="list-style-type: none">・構成については、第3以下の内容によって組み替えていただければと思います。・全体に、区市町村の事業展開だけでなく、住民活動支援の現状と方向性についての言及が必要だと思います。・支援方法について、個別支援と地域支援の考え方にふれていただければと思います。
浦田委員	<ul style="list-style-type: none">・計画期間が3年というのは短くないのか。・地域共生社会の考え方は福祉だけでなく、空き家活用や防災対策などのまちづくりとともに行うという発想が必要ではないかと考えるが、趣旨に組みこむことができるか。

東京都地域福祉支援計画 構成案についての委員意見

第1「東京都地域福祉支援計画の策定の考え方」、第2「東京都の地域を取り巻く現状」について②

委員	内容
川井委員	<p>【計画の理念】</p> <p>○ 原案で「計画策定の趣旨」に記載されている『地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備』は、単に「制度、施策の縦割りを排した包括的なサービス提供体制」を意味するだけでなく、「フォーマルな制度やサービスとインフォーマルな活動の融合」による地域共生社会づくりを意図したものであり、むしろ「計画の理念」に位置付けるべきと思われる。</p> <p>○ 同様の趣旨で、地域福祉(支援)計画の対象とする範囲や内容は狭い意味の行政施策や公的サービスに限定されることなく、広く住民、ボランティア、NPO、企業等、地域社会のあらゆる主体による活動や取組を網羅する必要がある。そしてさらに重要なこととして、計画策定の主体やプロセスにおいて、いかに地域住民や関係者が主体性をもって取り組むかが問われる。そうした地域からのボトムアップによる計画策定の視点の重要性を明確に打ち出してほしい。また、その際、いわゆる地域福祉活動計画との連携、連動を積極的に位置づけ、両者の役割分担と機能整理を図る必要がある。</p> <p>【他計画との関係】</p> <p>○ 改正社会福祉法では、地域福祉(支援)計画の策定にあたって『地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項』を他の事項とともに一体的に定めることを規定している。この「共通事項」は国の説明では1項目でも盛り込めば地域福祉(支援)計画としての要件を充たすことになる。しかし、計画づくりを通して従来の縦割り施策の弊害を是正していくためには、共通事項として想定される事項は、他の分野別計画あるいはテーマ別の計画に位置付けることが適切という特別な理由がないかぎり、すべて地域福祉(支援)計画に盛り込むか、別計画とするとしてもできるだけ一体的に策定することが望ましいとの考え方を明記してほしい。</p>

東京都地域福祉支援計画 構成案についての委員意見

第3「課題と施策の方向性」、第4「地域福祉計画の推進」について①

委員	内容
小林委員	<ul style="list-style-type: none">・次のような項目についての情報収集と適切な事例の紹介をお願いします。・高齢者分野での住民による地域活動、例えば、地域見守り活動、災害時要援護者への取り組み、介護、予防活動、食事、通院などの日常生活支援事業への取り組み・障害分野での引きこもり対応・子ども分野での子ども食堂、学習支援などへの取り組み・以上の3つの領域を併せた地域拠点活動への取り組み・社会福祉法人による地域公益事業への取り組み・NPO法人などによる地域を基盤とする活動への取り組み・介護保険サービスに関する地域展開の記述。注目すべき地域密着事業等。・これらの活動をネットワーク化する地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)の配置と機能についての言及。公的機関・専門機関と住民活動をつなぐ機能の重要性。
浦田委員	<ul style="list-style-type: none">・包括的な相談体制の構築は地域の支え合いを育むための手法になるか。・住民が主体的に行うみまもり活動は地域の支え合いを育むための大事な要素になると思うが、組み込むことができるか。
横山委員	<p>テーマ①上から2つ目の「体制の構築」については、専門職の配置についても記載をお願いしたい。また、取組事例の中にも文京区社協さんのような地域福祉コーディネーターを配置した例をご紹介いただきたい。</p>

東京都地域福祉支援計画 構成案についての委員意見

第3「課題と施策の方向性」、第4「地域福祉計画の推進」について②

委員	内容
川井委員	<p>○ テーマ①～③の関係が分かりづらいので、法106条の3第1項1号～3号(これも分かりやすいとは言えないが)に合わせて、テーマ①『日常生活圏域における住民等の活動の支援』、テーマ②『地域における包括的な相談・支援体制の構築』、テーマ③『区市町村圏域における多分野・多機関協働による取組の推進』としてはどうか(それに合わせて中の項目も移動・再編する)。</p> <p>○ その上でテーマ①に、「住民主体による地域づくりや協議の場づくりへの支援」を入れてほしい。</p> <p>○ またテーマ②に、「制度の狭間や複合的な課題への機動的で丁寧な対応」と「社会福祉法人の地域における公益的な取組との協働」を入れてほしい。</p> <p>○ あらたにテーマ④を『地域福祉を支えるための条件整備』とし、そこにテーマ③にあった「人材確保」や「福祉サービスの質の向上」を入れる。</p> <p>○ 同じくテーマ③にあった「権利擁護の推進」は、身体的、精神的な侵害を受けている場合のみならず、自ら適切なサービス等を利用できず放置されている人の権利擁護(行使の支援)の重要性を明確にするため、「権利擁護と福祉サービス等の利用援助」とした上で、そのままテーマ③に入れてはどうか。</p> <p>○ いうまでもなく、テーマ①～③は密接に連携・連動して進める必要がある。それらの間をつなぎつつ、個別支援と地域づくりの両面から重要な役割を果たす専門職が地域福祉コーディネーター(またはコミュニティ・ソーシャルワーカー)であり、その働きなくして包括的な支援体制の整備も地域共生社会づくりも進まないといっても過言ではない。したがって、テーマ④に「福祉人材の確保」とは別に、「地域福祉コーディネーター等の確保・育成」を位置付け、配置が進まない地区への都としての支援・誘導策と、求められる高い専門性を培うための長期的・計画的な育成策を打ち出してほしい。</p>

東京都地域福祉支援計画 構成案についての委員意見

その他

委員	内容
浦田委員	・地域福祉を支える存在としての地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは必要な存在であると考えているが、その要素が入るかどうか。
横山委員	第1なのか第3なのか難しい所ですが、都市部の支え合いの大きな課題である、地域活動の場所の確保や地域活動者を支援する拠点の確保について記載することはできないでしょうか。また、無関心になりやすい東京の生活での支え合いについても、記載が必要だと思います。